

広島県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第八百三十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島県都市計画緑地事業（広島平和記念都市建設事業）

8号 西部河岸緑地

三 事業施行期間

平成十八年九月十四日から平成二十年八月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

広島県広島市西区南観音一丁目及び南観音八丁目地内